



富士市 「食」の 自立支援

☀️ 対象者

65歳以上の高齢者の方のみ(ひとり暮らしを含む)で生活をしていて、要介護認定において「要介護」あるいは「要支援」と認定された方、または「事業対象者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)」と認定された方で、日常的にみまもりが必要な方(65歳未満の人と同居している方や、隣接地に65歳未満の親族がいる方は、対象外となります。)

☀️ サービスの内容

- 食事を利用者に直接手渡し、声掛けによる安否確認を行います。
- 体の状況に応じて週1回から6回、1食350円でお届けします。
- 配達するお弁当は、ご飯とおかずをセットでお届けします。

☀️ 申請に必要なもの

- 申請書
- アセスメント点数表

☀️ 利用について

- 高齢者支援課に、申請書を提出してください。
(お近くの地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口、または居宅介護支援事業所にご相談ください)
- 事業者により、配達地域や曜日が異なります。裏面の表をご覧ください。
- 中止の連絡がない場合も、利用料(350円)が発生します。



お問い合わせ

富士市役所(市庁舎4階北側) 高齢者支援課 電話:55-2741

富士市「食」の自立支援 事業所一覧

2024.3.27現在

事業名称	事業所所在地	電話	FAX	エリア	曜日	配食時間		集金方法		治療食等の扱い 内容や特色	キャンセル 連絡期限	自費 配食 対応 可否
						昼	夕	配食の 都度	1週間/ 1か月 まとめて			
宅配クック123富士店	岩本99-1 静香園ビル1F東	64-7855	64-7865	全域 (北部エリアの一部要相談)	月～日	9時15分～12時	13時～17時	×	◎	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日17時	○
あいあいヘルプ サービス	静岡市清水区 蒲原1-3-5	054-385- 0089	054-385- 0090	旧富士川(中之郷、岩淵、南 松野、北松野、地域周辺)	月～日	10時～12時	14時～17時	×	◎	なし	前日17時	○
仕出しおがわ	今泉2527-2	52-3621	52-3628	主に吉原地区 (他地区要相談)	月～土 (祭日を除く)	10時～12時	16時～18時	×	◎	お粥・刻み食・一口サイズ・魚の骨 抜き・禁食など相談可	昼食:当日朝9時 夕食:当日正午	○
まごころ弁当 富士吉原店	中央町3-5-21	55-3110	55-3111	東:須津・船津 西:久沢・厚原 南:元吉原 北:大淵(他地区要 相談)	月～日	8時～11時半	13時～17時	×	◎	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日17時	○
まごころ弁当 駿河湾店	松岡1623-2 松岡ビル102	88-0413	88-0556	全域 (一部対象外の地域あり)	月～日	9時～12時半	13時50分～18時	×	◎	低塩分・低カロリー食など個別相談可	前日18時	○
お弁当つむぎ	天間900-10 金森テナント1F東	32-6288	32-6289	北部・鷹岡・吉原西部・富士 北部圏域(他地区要相談)	月～日	9時～12時	14時～18時	×	◎	低塩分・低カロリー食、低たんぱく、 刻み食、柔らかか食、ムース食など	前日18時	○
(株)むらさき	大淵2449-2	054-349- 0666	054-349- 0678	全域 (一部対象外の地域あり)	月～金	-	13時半～17時半	×	○	なし	前日17時	○
デイサービスセンター みもぎ	岩本133-1	62-0363	66-0116	富士駅北・富士北 岩松・岩松北	月～土	11時～12時	-	×	◎	治療食なし(お粥・刻み食相談可)	当日8時	○
加島の郷	水戸島本町7-8	65-1165	65-1155	富士南部圏域・富士駅北地 区 旧国1以南	月・火・木・土	11時～12時	-	×	◎	低塩分(1日6g制限まで)、刻み食	当日9時	×
ききょうの郷	五貫島175	65-2000	65-2001	富士南・田子浦	月・水・金	10時半～11時半	-	×	◎	低塩分など、各種食形態の相談可	前日まで	×
ライフデリ 富士店	石坂281-3	30-6990	67-1136	全域	月～日	8時半～12時	13時～17時半	×	◎	低塩分・低カロリー食	前日18時	○

※ 内容の変更(回数・事業所・曜日)は、担当ケアマネジャーにご相談ください。

※集金方法のうち、○は1週間ごとの集金、◎は1か月
ごとの集金となる事業所になります。

事業所の変更は、毎月20日までに変更申請をしていただければ、翌月から変更となります。

事業所変更、緊急連絡先の変更、介護度の変更(事業対象者⇄要介護・要支援)には、利用申請書の再提出が必要になります。

担当ケアマネジャーの変更の場合も変更申請が必要です。(同居宅内のケアマネの変更は電話連絡をお願いします。)

※ 自費での配食をご希望の方は、事業所に直接連絡のうえ契約してください。

※ 治療食等は、追加料金が発生することがありますので、事前に事業所にご確認ください。

※ 配食エリアについては、記載のエリアでも一部対象外となるエリアはあります。(詳しくは各店舗へお問い合わせください。)